

○建設省告示第千四百四十六号

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一 九略

十 緊張材

第二 略

第三 略

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格）

第一第十号に掲げる建築材料	JIS G三五三六（PC鋼線及びPC鋼より線）—一九九九、JIS G三一〇九（PC鋼棒）—一九九四又はJIS G三一三七（細径異形PC鋼棒）—一九九四
---------------	---

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

(イ)	(ロ)	(ハ)
-----	-----	-----

建築材料の区分	品質基準	測定方法等
第一第十号に掲げる建築材料	<p>一 降伏点又は〇・二パーセント耐力、引張強さ又は〇・二パーセント永久伸びに対する荷重、引張荷重、伸び、リラクセーションの基準値が定められていること。</p> <p>二 PC鋼棒及び細径異形PC鋼棒の場合は、P、S及びEの化学成分の含有量の基準値が、PC鋼線及びPC鋼より線の場合は、これらを構成する素線についてC、Si、Mn、P、S及びEの化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>一 引張試験方法及び各特性値の測定方法は、JIS G三五三六（PC鋼線及びPC鋼より線）—一九九九、JIS G三一〇九（PC鋼棒）—一九九四、JIS G三一三七（細径異形PC鋼棒）—一九九四に定める方法によること。</p> <p>二 次に掲げる方法によること。</p> <p>イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法は、JIS G〇三〇三（鋼材の検査通則）—二〇〇〇によること。</p> <p>ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること。</p> <p>(1) JIS G二二二一（鉄及び鋼—炭素定量方法）—一九九五</p> <p>(2) JIS G二二二二（鉄及び鋼—けい素定量方法）—一九九七</p> <p>(3) JIS G二二二三（鉄及び鋼中のマンガン定量方法）—一九八一</p> <p>(4) JIS G二二二四（鉄及び鋼—りん定量方法）—一九九八</p>

<p>四 緊張材の形状・寸法及び公称断面積の基準値（PC鋼線及びPC鋼より線にあってはこれらに加え単位質量）が定められていること。</p>	<p>(5) JIS G 2225（鉄及び鋼—硫黄定量方法）—一九九四 (6) JIS G 2229（鉄及び鋼—銅定量方法）—一九九七 (7) JIS G 2253（鉄及び鋼—スパーク放電発光分光分析方法）—一九九五 (8) JIS G 2256（鉄及び鋼—蛍光X線分析方法）—一九九七 (9) JIS G 2257（鉄及び鋼—原子吸光分析方法）—一九九四</p> <p>四 次に掲げる方法によること。 イ PC鋼棒の寸法の測定は、任意の箇所同一断面における最大径と最小径を測定して求めること。 ロ PC鋼線の寸法の測定は、任意の箇所同一断面における最大径と最小径を測定して求めること。 ハ PCより線の寸法の測定は、異形線及び異形3本より線を除き、任意の箇所の外接円の最大径と最小径を測定して求めること。</p>
---	--

法 37 条(緊張材)-3

<p>五 構造耐力上有害な欠け、割れ、錆及び付着物が無いこと。</p>	<p>五 目視によること。</p>
-------------------------------------	-------------------

別表第三(検査項目及び検査方法)

<p>建築材料の区分</p>	<p>検査項目</p>	<p>検査方法</p>
<p>第一第十号に掲げる建築材料</p>	<p>別表第二(㉔)欄に規定する品質基準のすべて</p>	<p>一 別表第二(㉔)欄に規定する測定方法又はこれと同等以上の方法によつて行うこと。</p>

法 37 条(緊張材)-4